

奈良県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年八月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
坂口 敦英	さかぐち整骨院 橿原市上品寺町五二三番地 カトルセゾン一階	平成二十八年六月三十日
佐藤 善洋	尺土整骨院 葛城市尺土二〇三一	平成二十八年七月一日